

告示

埼玉県告示第三百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
落合眼科医院	春日部市中央一―四五―八	平成三十年 一月三十一日
横田外科胃腸科医院	春日部市中央一―一五―一〇	平成二十九年 十一月九日
医療法人社団仁悠会 なかの小児科クリニック	ふじみ野市上福岡六―四―五 メディカルセンター上福岡一階A	平成二十九年 十二月三十一日
今井医院	深谷市寿町五八	平成二十九年 九月三十日
益岡医院	深谷市岡部一二四三	平成二十九年 九月三十日
健生堂医院	秩父市東町二八―五	平成三十年 一月二十八日
デンタルケアあげお	上尾市小敷谷八八〇―六二	平成三十年 一月三十一日
デンタルクリニックデュオ 中爪	比企郡小川町中爪九五―三一	平成三十年 一月十五日

歯科島田医院	東松山市本町一―一―八	平成三十年 一月三十一日
ハロー薬局 西川口	川口市西川口一―六―一 一階	平成三十年 一月三十一日
薬局 上尾	上尾市地頭方北谷四一八―六	平成三十年 一月二十日
みなみ薬局	川口市南鳩ヶ谷四―二六―一	平成三十年 一月三十一日
くすり箱薬局 駅前店	入間市豊岡一―二―二三 清水ビル 一階	平成三十年 一月三十一日
たかさか薬局	東松山市西本宿一六九五―二	平成三十年 一月三十一日
クオール薬局 エンジェル店	幸手市南三―一―一八	平成三十年 一月三十一日
ライフケア訪問看護リハビリステーションふじみ	東みずほ台二―五―六 マロンストリ ームⅡ一〇五	平成三十年 二月二十八日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		廃止年月日
		名称	所在地	
武田 仁		たけだ整骨院	春日部市南一―一七―一〇 中田第一ハイツ一〇三	平成三十年 二月二十四日
石川 あずさ		足立たま整骨院	東京都足立区扇二―二五― 一 扇橋会館六階	平成三十年 二月十七日